

# 白河市男性育児休業取得促進奨励金

男性の育児休業取得を応援します！

白河市内 に事業所を有する 中小企業事業主 対象



男性労働者が育児休業を取得した場合に

奨励金 20万円（最大）

※育児休業の取得期間や住所地等に応じて奨励金の額が変動します。詳しくは裏面またはホームページをご確認ください。

## 交付までの流れ

### STEP 1

#### 雇用している男性労働者が 育休取得・職場復帰

- 2024年4月1日以降に開始した育児休業（産後パパ育休を含む）が対象です。
- 職場復帰後、1か月以上勤務している必要があります。

### STEP 2

#### 申請

- 市公式HPから申請様式をダウンロードし、郵送または持参にて申請してください。
- 育児休業から復帰して1か月経過した日の翌日から申請可能です。

※申請が可能になった日から2か月以内、または2026年3月31日のいずれか早い日までに申請

### STEP 3

#### 審査

- 申請から支給決定まで約1か月程かかります。
- 審査に必要な事項について市が調査することがあります。

### STEP 4

#### 交付

- 交付決定後、提出された請求書に記載の口座に奨励金を交付します。
- 市公式HPにて、奨励金の利用方法や職場環境整備への取組事例を紹介します。

## イメージ



社員Aさん（白河市在住）の場合

例 ①	育児休業 (14日間)	(1か月勤務)	申請可能期間 (2か月以内)	取得期間 : 14日 奨励金 : 15万円
	4/8	4/22 (復職日)	5/22 (1か月経過した日の翌日)	7/21



社員Bさん（白河市在住）の場合

例 ②	育児休業 (21日間)	育児休業 (30日間)	(1か月勤務)	申請可能期間 (3月31日まで)	取得期間 : 51日 奨励金 : 20万円
	11/13	12/4 (復職日)	1/11	2/10 (復職日)	3/10 (1か月経過した日の翌日) 3/31



詳しくは裏面またはHPをチェック！

奨励金ホームページ

白河市 男性育休奨励金



[www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page009055.html](http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page009055.html)

制度の詳細や申請様式等については、市公式ホームページからご確認ください。  
申請様式についても、ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ

白河市産業部商工課 商工振興係

〒961-0053 福島県白河市中田140 白河市産業プラザ人材育成センター内

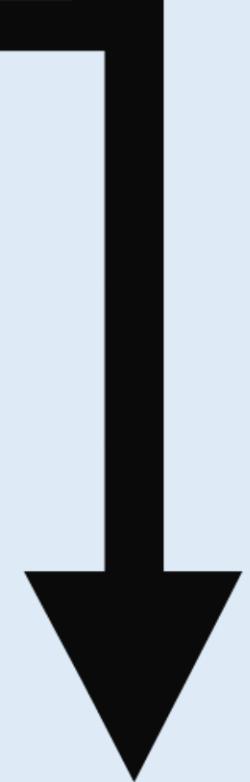
TEL : 0248-21-5910 MAIL : shoko@city.shirakawa.fukushima.jp



## 交付対象

次のすべてに該当する事業主が交付対象となります。

- ① 市内に事業所を有する中小企業事業主であること（みなし大企業含む）
- ② 雇用保険の適用事業所であること
- ③ 就業規則等により育児休業についての規定を設けていること
- ④ 要件に該当する男性労働者を雇用していること
- ⑤ 市やマスメディアの取材及び広報に協力すること
- ⑥ 市税を滞納していないこと



## 労働者の要件

2024年4月1日以降に、次のすべてに該当する労働者を雇用していることが要件です。

- ① 交付対象事業主の市内の事業所に勤務する男性労働者であること
- ② 雇用保険の被保険者として雇用されてること
- ③ 養育する子が2歳に達するまでの間に、次の期間の育児休業を新たに取得していること（※）
  - (1) 5日以上14日未満（うち所定労働日に対する休業は4日以上）
  - (2) 14日以上50日未満（うち所定労働日に対する休業は9日以上）
  - (3) 50日以上（うち所定労働日に対する休業は30日以上）
- ④ 育児休業終了後に職場復帰し、申請日までに1か月以上勤務したこと

※取得期間算定のルール

- ・所定労働日のほか、休日を含めて算定する。
- ・同一の子に係る育児休業を分割して取得している場合はそれぞれの取得期間を通算できる。
- ・育児休業中に一時的に就労を行っている場合は、当該就労日は取得期間には含めない。



## 奨励金額

対象労働者の育休取得期間と申請日時点の住所地に応じて交付額が変動します。

取得期間 (分割取得の場合は通算)	奨励金額	
	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
5日以上14日未満	10万円	5万円
14日以上50日未満	15万円	10万円
50日以上	20万円	15万円

〈支給限度〉 ○ 対象となる育児休業に係る1人の子につき1回（多胎児は1人の子とみなす）  
○ 同一事業主に対しては、同一年度内に100万円

## 提出書類

対象労働者が職場復帰して1か月経過した日の翌日から起算して2か月以内、または起算日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- 白河市男性育児休業取得促進奨励金交付申請書（第1号様式）
- 同意書兼宣誓書（第2号様式）
- 就業規則等（育児休業について規定されているもの）の写し
- 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業所通知用）の写し
- 対象労働者から提出された育児休業の取得の申請書等の写し
- 対象労働者から提出された育児休業に係る子の出生の事実を確認できる書類の写し
- 対象労働者の育児休業の状況及び復帰後の出勤状況が確認できる書類（出勤簿等）の写し